

高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
審査要領

高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員一人当たり95点とし、審査項目と配点は審査基準の通りとする。

3 審査委員会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時・場所
日時：令和3年6月11日（金）午前9時30分～（予定）
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
- (2) プレゼンテーション
 - ① 出席者は提案者毎に3名以内とする。
 - ② プレゼンテーションの時間は1者30分以内とする。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（15分）を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。（別紙）
- (2) 審査委員会におけるプレゼンテーションは、プロジェクターの利用も可能とする。プロジェクター等を使用する場合は企画提案書提出時に申し出ることとし、あわせて投影する資料も提出締切日までに、データで提出すること。データはCD、USB等の媒体を提出すること。メールでの提出は受け付けない。パソコン、スクリーンは当館備品を使用することとする。映像や音声の再生機等、プロジェクター以

外の機器の使用は認めない。ただし、データ内での動画、音声再生は可とする。

- (3) 提出した企画提案書に記載された内容の範囲内でプレゼンテーションを行うこと。また、審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。
- (4) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (5) すべての参加者の審査が終了した後、得点結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (6) 候補者、次点者の決定にあたっては、得点結果のほか、審査員による候補者、次点者としての優先順位（順位点）を参考にする場合がある。
- (7) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (8) 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。
- (9) 審査結果は全提案者に通知するとともに、当館ホームページでも公表する。
- (10) 審容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

(別紙)

審査基準

審査項目	配点	審査内容	配点
(1) 基本コンセプト	10	本業務の目的や考え方を理解した提案内容となっているか。	5
		県民はもとより観光客への誘客促進を図ることが期待できるか。	5
(2) 各種メディアや媒体広告等を活用した広報	20	県民はもとより観光客への認知度向上と誘客促進を図ることが期待できるか。	10
		実施する時期や時間帯、回数等は効果的な内容か。	5
		実効性があり、効果が期待できるか。	5
(3) ポスター・チラシのデザイン・制作	20	デザインコンセプトおよびデザイン案は、当館の特徴や強みが魅力的に伝わり、当館のイメージ向上とその定着に効果が期待できるものとなっているか。	10
		デザインコンセプトおよびデザイン案は、当館の誘客促進に効果が期待できるものとなっているか。	10
(4) 追加提案	20	独自の追加提案は、博物館の認知度向上と誘客促進を図るうえで効果が期待できるか。	10
		提案内容は具体的かつ実行性があるか。	10
(5) 実施スケジュール	10	実効性が高く、博物館の事業スケジュールや観光シーズン等の集客時期を踏まえた効果的かつ効率的なスケジュールになっているか。	10
(6) 実施体制	5	各業務に応じた専門的な人材及び人数が配置され、業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制となっているか。	5
(7) 業務実績	5	過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものであるか。	5
(8) 費用見積	5	業務に必要な費用の見積額は適正であるか。	5
合計	95		95